

越谷税務署から
確定申告のお知らせです

確定申告に関するお問い合わせは、いずれも越谷税務署(赤山町5の7の47) ☎9655118111(自動音声案内)。

●確定申告書は自宅で作成し郵送・インターネット(e-tax)で提出することができます

●確定申告書は自宅で作成し郵送・インターネット(e-tax)で提出することができます

例年、確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。確定申告書は国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー(https://www.keisan.nta.go.jp)で作成し、郵送やインターネット(e-tax)で提出することができます。

確定申告書等作成コーナーの操作方法など、詳しくはe-tax・作成コーナーヘルプデスク ☎05700115901(土曜・日曜日、祝日を除く)へお問い合わせください。

●オンラインタウンに確定申告会場を開設
2月17日(月)～3月16日(土) 曜・日曜日、祝日を除く。2月24日(休)・3月1日(日)は開場、午前9時～午後4時 陽イオン

国保
のお知らせ

◆国保納付方法選択のダイレクトメールをお送りします

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を、4月以降、新たに年金からの特別徴収(差し引き)で納付予定の方に納付方法選択のダイレクトメールをお送りします。口座振替に変更する場合は、1月31日(金)までに国民健康保険課または北部・南部出張所でご申請ください。期日を過ぎた場合は、停止時期が6月以降となります。現在、年金からの特別徴収で納付している2年度も継続予定の方は、平成31年度の国民健康保険納税通知書に金額が記載されています。国保納付、振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替を申し込む方のみ) 国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963

www.keisan.nta.go.jp)で作成し、郵送やインターネット(e-tax)で提出することができます。

確定申告書等作成コーナーの操作方法など、詳しくはe-tax・作成コーナーヘルプデスク ☎05700115901(土曜・日曜日、祝日を除く)へお問い合わせください。

●オンラインタウンに確定申告会場を開設
2月17日(月)～3月16日(土) 曜・日曜日、祝日を除く。2月24日(休)・3月1日(日)は開場、午前9時～午後4時 陽イオン

◆交通事故で国保・後期高齢者医療制度を利用する場合は届け出が必要
交通事故など、第三者の行為だけが病気になった場合でも、届け出をして認められれば国保・後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に保険者が立て替え払いをし、後から加害者に請求します。示談などの前に必ず国民健康保険課に届け出をしてください。加害者から治療費を受け取ると、保険給付ができない場合があります。国民健康保険課▽国民健康保険に加入の方 ☎9639154、▽後期高齢者医療制度に加入の方 ☎9639170

◆交通事故で国保・後期高齢者医療制度を利用する場合は届け出が必要
交通事故など、第三者の行為だけが病気になった場合でも、届け出をして認められれば国保・後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に保険者が立て替え払いをし、後から加害者に請求します。示談などの前に必ず国民健康保険課に届け出をしてください。加害者から治療費を受け取ると、保険給付ができない場合があります。国民健康保険課▽国民健康保険に加入の方 ☎9639154、▽後期高齢者医療制度に加入の方 ☎9639170

◆納税通知書をお送りします
平成31年度の年税額に変更があった方や新たに課税された

レイクタウンkaze3階イオンホール
*日曜日は大変混雑しますので平日の来場をお勧めします
*混雑状況によっては受け付けを早めに終了する場合がありますので、早めにお越しください
*確定申告会場開設期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行っていません
●医療費控除に関する明細書の提出義務化について
平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の提出

レイクタウンkaze3階イオンホール
*日曜日は大変混雑しますので平日の来場をお勧めします
*混雑状況によっては受け付けを早めに終了する場合がありますので、早めにお越しください
*確定申告会場開設期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行っていません

●医療費控除に関する明細書の提出義務化について
平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の提出

●公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下かつ公的年金等を受給されている方は、確定申告不要制度の対象外です。

●公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下かつ公的年金等を受給されている方は、確定申告不要制度の対象外です。

◆介護サービス費用の自己負担分は医療費控除の対象となります
介護サービス費用のうち、自己負担分は医療費控除の対象となります。

◆介護サービス費用の自己負担分は医療費控除の対象となります
介護サービス費用のうち、自己負担分は医療費控除の対象となります。

介護保険
のお知らせ

◆介護サービス費用の自己負担分は医療費控除の対象となります
介護サービス費用のうち、自己負担分は医療費控除の対象となります。

◆介護サービス費用の自己負担分は医療費控除の対象となります
介護サービス費用のうち、自己負担分は医療費控除の対象となります。

◆所得税、市・県民税の障害者控除対象者認定書の発行
65歳以上で要介護認定を受け、寝たきり状態等一定の要件に該当する方 無料 申直接左記へ 介護保険課(第二庁舎1階) ☎9639169

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

◆おむつ使用証明書の発行
おむつ使用証明書の発行について

平成31年度市・県民税の第4期、国民健康保険税第8期の納期限は1月31日(金)です

平成31年度市・県民税の第4期、国民健康保険税第8期の納期限は1月31日(金)です

2月2日(日) 飼い主のいない猫の譲渡会を開催します
(日時) 2月2日(日)、午前11時30分～午後3時
(会場) 越谷市保健所2階大会議室
(内容) 市内で活動する愛護団体の保護猫の譲渡会。犬の譲渡はありません。動物を連れての参加はご遠慮ください
(持ち物) 本人確認書類
*譲渡条件は各団体によります
*譲渡会当日に、猫の引き渡しは行いません
問生活衛生課 ☎973-7532

住民投票の実施請求に必要な署名数は5642人です
越谷市自治基本条例では、市民の皆さんが市の重要施策について住民投票を行うよう市長に請求することができます。令和元年12月1日現在の住民投票の実施請求に必要な署名数は5642人です。なお、請求が実際にあったときは、改めて必要な署名数を公表します。
〈住民投票の対象となる事項〉 市の権限に属する重要事項が対象です。重要であっても一部特定の住民・地域についての事項や二者択一になじまない多様な可能性が存在する事項、国や県の権限に属する事項は除かれます
〈住民投票の実施を請求することができる人〉 満18歳以上で日本国籍を有し、引き続き3カ月以上越谷市の住民基本台帳に記録されている方
問政策課 ☎9639112

税の無料相談会を開催します
関東信越税理士会 越谷支部による
① 次の①～③のいずれかに該当する方。①年金を受給している。②医療費控除を受ける。③年の途中で退職し年末調整が済んでいない。なお、年金収入または給与収入以外の収入、雑損控除または住宅借入金等特別控除(初年度)のある方の相談は行いません
〈所得税還付申告相談会〉
時間 2月5日(水):中央市民会館 2月12日(水):桜井地区センター。いずれも午前9時30分～10時30分・午後1時～3時 申当日会場へ(人数制限あり)
〈税理士事務所等の相談会〉
2月1日(土)～15日(日)、午前9時30分～正午・午後1時～4時 陽最寄りの税理士事務所(2月4日(火)の午後は中央市民会館) 因少額な申告相談と申告書の作成 申事前
に電話で左記へ
問関東信越税理士会越谷支部 ☎97618956